

環境委員会資料

1 陳情の審査（視察）

(1)陳情第118号 川崎市民に釣り場の提供を求める陳情

資料 陳情第118号 川崎市民に釣り場の提供を求める陳情

港 湾 局

(令和7年7月25日)

陳情第118号 川崎市民に釣り場の提供を求める陳情

1 防波堤の設置目的

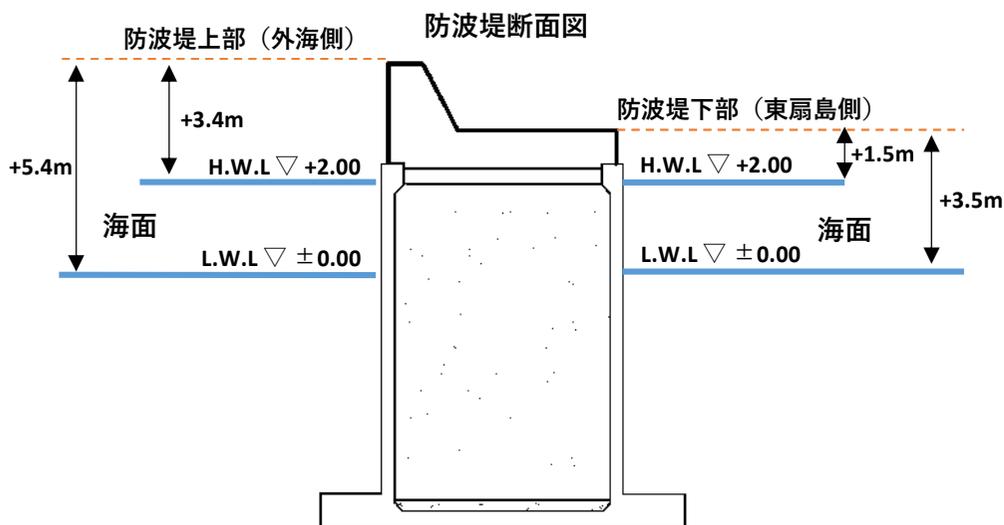
防波堤は、港内の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶航行・停泊の安全及び港内施設の保全を図る目的で設置した港湾施設。

2 防波堤位置図



3 東扇島防波堤の概要

延長 : 3,340m
 水深 : -13.0m~-21.0m
 高さ : 防波堤上部+5.4m、防波堤下部+3.5m ※L.W.L±0.00時
 工事期間 : 昭和45年度~平成10年11月完成



4 防波堤への立入禁止と対応等について

川崎市では、防波堤の設置目的から条例により、人の立ち入りを禁止している。

川崎市港湾施設条例

(利用制限等)

第7条 市長は、港湾施設の管理上必要な場合において、港湾施設の利用を制限し、若しくは禁止し、又は港湾施設の利用者に対し一定の行為を命ずることができる。

- 市ホームページでの周知(立入制限場所及び西公園釣り施設の案内)
- 東扇島防波堤については、ペイントによる立入禁止(3か所)の表記(写真左下)(港湾局及び川崎臨港警察署との連名)
- 東扇島防波堤への上り階段(6か所)をワイヤーで封鎖(写真右下)



5 東扇島防波堤の現状

令和6年の遊漁船業法改正※により、遊漁船事業者は利用者を立入禁止の場所へ案内することができなくなった。令和6年10月1日以降、東扇島防波堤への釣り人の送迎(渡船)はなく、釣り行為も見受けられない(写真下)。



※遊漁船業法改正

遊漁船における死傷事故が増加傾向にあることや令和4年4月の知床沖で発生した遊覧船の重大事故等を受け令和6年4月1日に遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行された。

全ての遊漁船事業者は、利用者を立入禁止の場所に案内しない旨を明記した新たな業務規程を令和6年10月1日までに都道府県に届け出なければならぬとされた。